

## 子育て世代包括支援センターの設置について

### 1. 経緯

子育て世代包括支援センター（以下センター）は母子保健法上定められており、平成26年度以降 国の少子化対策・虐待防止対策として位置付けられ、令和2年度中に市町村が設置することとされている。センターの事業内容としては以下のとおり

- ① 妊産婦及び乳幼児等の実情を把握する
- ② 妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供・助言・保健指導を行う
- ③ 支援プランを策定する
- ④ 保健医療又は福祉の関係機関との連絡調整を行う

市としては、センター事業の設置要件である妊娠期からの支援の充実や産後ケア事業等の開始など取り組んできた。今後も多様なニーズに適したサービスを紹介し、支援が必要な子育て家庭が気軽に相談でき、個別性の高いニーズに対応できるよう関係課の連携をより推進させることが必要と考え、組織変更はせず、既存の三課の組織にセンターを設置することとした。

### 2. 主な取り組み内容

#### (1) 令和3年1月から子育て世代包括支援センターを運用

子育て支援課・健康課・保育課に子育て世代包括支援センターを設置し、担当課間で子育て支援に関する情報共有を行い、利用者（子育て中の家庭）にとって切れ目のない支援のしくみづくりを進める。

各相談や事業については、各課で今まで通り対応するが、健康課を妊娠期から子育て期における相談窓口とし、どの課に相談してよいかわからない相談については、健康課に案内する。

#### (2) 基本型・母子保健型・特定型利用者支援事業の実施

##### <子育て支援課：基本型利用者支援事業>

子育て支援コーディネーターが、子ども及びその保護者が子育て支援施設や子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、保健福祉センター窓口や訪問等により、当事者目線で相談・助言を行う。福祉の関係機関との連携について、進め方等の連絡調整を主に行う。

##### <健康課：母子保健型利用者支援事業>

保健師・助産師等が、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に対応する。保健・医療機関との連携について、進め方等の連絡調整を主に行う。

##### <保育課：特定型利用者支援事業>

待機児童の解消等を図るため、保育コンシェルジュ（保育士）が保健福祉センター窓口等で、保育に関する施設や事業について利用者目線で紹介する。

参考資料：資料①白井市子育て世代包括支援センターイメージ図

資料②周知用チラシ